

令和4年度

定期監査結果報告書

田辺市監査委員

1 監査の基準

監査の基準は、田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）に準拠している。

2 監査実施部課等の名称及び実施年月日

監 査 実 施 箇 所		実 施 年 月 日
部等の名称	課 等 の 名 称	
本宮行政局	総 務 課	令和4年10月27日
〃	住 民 福 祉 課	令和4年10月27日
〃	産 業 建 設 課	令和4年10月27日
商工観光部	世界遺産熊野本宮館	令和4年10月27日
教育委員会	本 宮 教 育 事 務 所	令和4年10月27日
消防本部	田辺消防署本宮分署	令和4年10月27日
水道部	業 務 課	令和4年11月10日
〃	工 務 課	令和4年11月10日
消防本部	消 防 総 務 課	令和4年11月17日
〃	警 防 課	令和4年11月17日
〃	予 防 課	令和4年11月17日
〃	田 辺 消 防 署	令和4年11月17日
〃	田辺消防署扇ヶ浜分署	令和4年11月17日
〃	田辺消防署上富田分署	令和4年11月17日
農林水産部	農 業 振 興 課	令和5年2月2日
〃	梅 振 興 室	令和5年2月2日
〃	水 産 課	令和5年2月2日
商工観光部	商 工 振 興 課	令和5年2月9日
〃	観 光 振 興 課	令和5年2月9日

3 監査の概要と範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく、令和4年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等）の執行状況等

4 監査の方法と主眼

本年度の定期監査は、田辺市監査基準に沿い、行政監査の視点を持ちつつ、財務事務全般について次の事項を主眼とし、事前に提出を求めた資料に基づき補助職員に予備調査を行わせ、本監査においては各所属長及び担当係長等から説明を受け監査を実施した。

- (1) 予算の執行は、適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 文書類の整理及び保存は、適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 契約の締結及び更新手続は、適正に行われているか。
- (6) 現金の取扱事務は、適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付は、適正に行われているか。
- (8) 団体事務局の事務処理等は、適正に行われているか。
- (9) 所管課による指定管理者の管理は、適正に行われているか。
- (10) その他

所管課による指定管理者の管理（下記）については、事業報告書、協定書及び仕様書等の資料の点検、並びに所管課からの聞き取りを行った。

田辺市市街地活性化施設

田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」

田辺市龍神温泉センター

田辺市龍神ごまさんスカイタワー

田辺市龍神木族館

田辺市龍游館

田辺市龍神丹生ヤマセミの郷

田辺市龍神宮代オートキャンプ場

田辺市林業開発センター深山荘

田辺市熊野の郷古道ヶ丘

田辺市熊野古道中辺路

田辺市熊野古道館

田辺市近露観光交流館

田辺市熊野古道中辺路陶芸館

田辺市大塔青少年旅行村

田辺市大塔富里温泉センター

田辺市ふるさとセンター大塔

田辺市大塔百間山溪谷キャンプ村

田辺市おおとう山遊館

田辺市本宮渡瀬温泉センター

田辺市本宮渡瀬緑の広場

田辺市道の駅奥熊野ほんぐう

田辺市川湯キャンプ場

5 監査の結果

監査実施部課等における事務の執行については、法令、条例及び規則等に準拠して、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

監査結果は次のとおりで、一部の事項については留意が必要と認められるので、適正な事務の執行管理に努められたい。

(1) 予算の執行は、適正かつ効果的に行われているか。

予算の執行及び経理の状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、調定事務においては、次の事項に留意されたい。

- ① 収入未済額の繰越しに係る調定日が田辺市会計規則に定められた日になっていないものが見受けられた。滞納繰越しの調定日は、滞納繰越しから滞納繰越しへ繰り越す場合は4月1日付けで、現年から滞納繰越しへ繰り越す場合は6月1日付けで調定を行われたい。
- ② 調定決議書に調定額の根拠となる書類が添付されていない事例が見受けられたので、添付されたい。
- ③ 年度当初から効力が発生する使用料などの調定日は、4月1日付けとされたい。

また、支出負担行為については、次の事項に留意されたい。

- ① 支出負担行為決議書の起案日が支出負担行為の発生日となっていないものが、一部ではあるが見受けられた。契約に関する支出負担行為決議書の起案日は、契約伺いの起案日と同日にされたい。
- ② 年度をまたぐ自動更新条項による継続した契約の場合、支出負担行為決議書の起案日は、4月1日付けとされたい。
- ③ 消耗品費（追録を除く。）の支出をする際には、「支出負担行為兼支出命令決議書」を起案するのではなく、「支出負担行為決議書」を起案した上で「支出命令決議書」を起案されたい。

(2) 文書類の整理及び保存は、適正に行われているか。

文書類の整理については、文書整理簿で文書取扱者が押印すべきところに受付担当者が押印していた事例や、一部ではあるが、文書整理簿への押印が漏れていた事例が見受けられた。

文書分類表については、細分類番号の付番誤りが散見された。

文書類の保存又は廃棄については、文書廃棄目録に廃棄日又は図書館移管日を記入していないものや、廃棄又は図書館への移管の明示がされていないものが見受けられた。また、文書分類表に基づく保存期間が経過した文書の定期的な廃棄が行われていない事例も見受けられた。適正な文書管理と事務の効率化を推進するため、田辺市文書規程に基づき処理されるよう努められたい。

(3) 物品の管理は、適正に行われているか。

物品の管理については、おおむね適正に行われていると認められたが、納品書に管理職の確認印が押印されていないものが一部に見受けられた。

また、管理備品に標識が貼付されていないものが見受けられた。再度、管理備品を確認し、田辺市物品管理規則等に基づき物品の適正な管理に努められたい。

(4) 財産の管理は、適正に行われているか。

財産の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。また、一部の公共施設に係る賃貸借契約の見直しを検討されたい。

(5) 契約の締結及び更新手続は、適正に行われているか。

各種契約の手続については、おおむね適正に行われていると認められた。しかし、随意契約とした理由が契約締結伺いに明記されていないものが一部に見受けられた。少額の契約であっても、随意契約の根拠の明示を願いたい。また、一部であるが、契約締結日が契約締結伺いの起案日より前の日付になっているものが見受けられたので、整合性を図られたい。

(6) 現金の取扱事務は、適正に行われているか。

現金の取扱いについては、おおむね適正に行われていると認められた。現金の取扱いは、複数人で確認をするなど引き続き管理の徹底をされたい。

ただし、市管理施設での釣銭用現金が市の財務会計処理上手立てがなされず、金庫に保管、運用されていたものがあつた。釣銭用現金は、市の財務会計に計上のうえ運用されたい。

また、金融機関が郵便局のみである行政局管内においては、職員が多額の現金を運搬するという場合があることから、職員の安全性等のリスク軽減のため、早急に関係部局と協議し、対応策を構築されたい。

(7) 補助金の交付は、適正に行われているか。

補助金交付事務については、おおむね適正に行われていると認められた。

ただし、一部の補助金交付事務において、要綱で定められた交付額を超えて過大に支出されていたものがあつた。補助金の交付に当たっては、実績報告書を精査し、交付額の確定をするなど適正な補助金交付事務を行われたい。

また、補助金交付要綱の策定がなされず、田辺市補助金等交付規則を運用して補助金の交付が行われているものが見受けられた。田辺市補助金等交付規則は、補助事務の流れ、手続の基本形式を定めているもので、各種補助の目的、補助対象者、補助の対象事業、補助対象経費、補助金額や補助率等は、原則、それぞれの補助金交付要綱で定めるものであることから、速やかに各補助金の交付要綱の策定を検討されたい。

引き続き、田辺市補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、交付事務の適正な執行に努められたい。

(8) 団体事務局の事務処理等は、適正に行われているか。

団体事務局の事務においては、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、一部の団体において、過大に補助金の交付を受けているものがあった。関係課、関係者と内容を確認し、適正に行われたい。

団体事務局の出納については、収支の調書を作成するなど、引き続き複数の職員による管理体制等を充実し、適正な事務の執行に努められたい。また、現金、通帳、キャッシュカード、印鑑等の取扱いや保管については、事務手順を整理し、複数の職員による厳格な管理体制等を確立し充実するなどして、適正な事務の執行に努められたい。

(9) 所管課による指定管理者の管理は、適正に行われているか。

所管課による指定管理者の管理については、事業報告書等を点検して、指定管理者が適正な運営を行っているかを確認し、経営状況も把握したうえで必要に応じて指導されたい。

また、事業年度終了後の指定管理者へのモニタリング調査を速やかに行い、モニタリング結果を活用し、時機を逸しない支援や対策を市全体で指定管理者と一緒に取り組まれたい。

指定管理者の選定に当たっては、再募集を重ねるも申込みがなく、指定管理者の決定に至らない事例があった。募集要項の見直しなどを行い、施設の有効活用、地域活性化に資するよう取組を進められたい。

(10) その他

田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）において、監査委員が行うこととされている監査、審査その他の行為は、市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。そして、定期監査を実施する中では、この基準に基づいて、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努められているか重視した。

我が国では少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入しているが、田辺市においても市町村合併当時85,666人（平成17年4月30日現在の住民基本台帳による）だった人口が、令和5年1月末には69,596人（住民基本台帳による）まで減少している。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことが求められている。

ここ数年来、新型コロナウイルスによる感染症は私たちの社会や地域経済、市民生活に多大なる影響を及ぼしているものの、ようやく経済活動を念頭に置いたウィズコロナ社会へと移行しつつある。しかし、エネルギー価格や物価の高騰による影響を受け、先行きは未だ不透明である。

こうした中、田辺市においても、地域経済の下支え及び市民生活の支援として、国の財政支援を活用しながら、様々な施策を実施し、その対応を図ってきた。また、今後においては新庁舎整備とその関連事業に加え、現庁舎移転後の跡地活用を含む田辺湾全体を見据えた田辺ONE未来デザインの具体的な事業化への取組、さらには、自治体DXの推進や、産業振興、防災・減災対策、

社会保障費や公債費負担など多額の財政需要が見込まれるものと考えられる。

市では、人口減少や少子高齢化等の影響を受け、歳入の減少が懸念される中においても、近年は安定した財政状況を継続しているが、普通交付税の合併特例措置が令和2年度をもって終了し、令和3年度から一本算定とされている。さらに、合併特例事業債も数年先には発行可能額の全額を借り入れる見込みである。このような中、森林環境譲与税等の地域に根差した幅広い活用を検討する一方、有利な地方債の活用、並びに自主財源となる歳入の確保にも努められたい。そのためにも、公有財産の管理及び処分の適正化、並びに効率的運用をさらに推し進められるとともに、債権管理の一層の適正化が求められていることから、債権管理条例の策定を検討されたい。

また、第31次地方制度調査会による答申において、地方公共団体における事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制、いわゆる内部統制体制を整備及び運用することが求められている。指定都市以外の市町村は努力義務とされているが、できるだけ早い時期に田辺市独自の内部統制体制の整備ができるよう望むものである。

今年度の定期監査を実施した中には、「振興」と名の付く課室がいくつかあるが、特に「振興」と銘打つところにおいては、従来の業務の継続はもとより、時勢に即した新たな次の一手を打つ姿勢を求めたい。もちろん、名称に「振興」と付かない課等においても、同様の姿勢を求めたい。そのためにも、課等の枠を超えた連携が必要になってくるものと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響を脱し、観光需要の回復が見込まれようとしている中、田辺市が委託する指定管理施設の運営が依然厳しい状況に置かれている。モニタリングによる評価で終わることなく、全庁的な視点で、継続した施設の管理運営の支援策を講じられたい。

市では引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに、SDGsをはじめ、地域のデジタル化・脱炭素化、ウィズコロナ社会に適応した時代の潮流を捉えたまちづくりを推進し、業務の効率化、職員の適正配置及び健康安全管理にも努められたい。

今、時代の大きな転換期を迎えている中で好機と捉え、出遅れることなく先手を打って「次なる田辺創生のスタート」として、未来につながる歩みを進め、希望ある将来を切り拓いていく取組を期待したい。